

令和2年度第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月6日（月）13時30分～14時30分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用配分計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について2件
5. 出席委員 15名
会長：15番細谷修、1番石井芳彦、2番土屋勉、3番斉藤ひろ子
4番戸田敏一、5番廣瀬広一、6番吉井亨、7番今井和枝、8番篠崎輝武
9番平山光子、10番森川幹一、11番池田繁雄、12番農宮弘子
13番鈴木正久、14番川野英一
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査

8. 議事録

- 議長 委員15名中15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和2年度第1回農業委員会総会を開催いたします。
それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名ではありますが、議席順にお願いいたします。11番池田委員と12番農宮委員を指名いたします。両委員、宜しくお願いいたします。また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、よろしくお願いいたします。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局より本日の議案について説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

本日の議案は、5議案でございます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について3件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について3件、議案第3号、農業経営改善計画10件、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権の設定が9件、所有権移転が3件、議案第5号、農用地利用配分計画4件について、お諮りいたします。

なお、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の番号3と議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の番号3は関連により、併せて審議することが適当と思われますので、議案第2号において一括審議をお願いいたします。

また、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和2年3月30日、午前9時より、2班の土屋委員、戸田委員、平山委員、池田委員、鈴木委員に出席いただき実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

番号1につきまして、池田委員より意見発表をお願いいたします。

15番 番号1について説明いたします。今回の申請は、農地法第3条の所有権移転であります。所在地は東金市関下字天神前、地目は畑、3筆で1614平米です。このたび、譲渡人が家庭の事情で農地を耕作できなくなりましたので、譲受人と売却の合意が出来た事から申請したものです。なお、譲渡人は九十九里町の方で、譲受人は長生郡長柄町の方です。譲受人の営農計画では大豆及び野菜を作付けするとのこと。また、提出書類においては、営農計画書、長柄町農業委員会の農業経営の実態証明と農家証明など出されておりますので問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

次に番号2につきまして、鈴木委員をお願いいたします。

13番 番号2についてご説明いたします。本件は農地法3条の所有権の移転の申請です。申請地は、北之幸谷字北西の田、2筆、2026平米の農地です。申請理由は譲渡人は規模縮小のため、譲受人は規模拡大のためです。3月30日に現地を確認いたしました。特に問題になるような状況はみられませんでした。また、

申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

次に番号3でございますが、先ほど事務局より説明がありましたとおり、議案第2号の番号3と併せて審議することといたします。

それでは担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 それでは、事務局より補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

番号1は、農地の所有権移転の申請です。場所は、県道東金豊海線を九十九里方面に向かい、日本ペイントの先の信号交差点を左折し、約500メートル先を右折、200メートルほど進んだ左手奥に位置しています。

3条許可基準でございますが、機械の保有、労働力、技術について問題なく、従事日数150日以上、経営面積も下限面積要件の50アールを超えております。

続きまして、番号2、農地の所有権移転の申請です。

場所は、東金特別支援学校の北東、約300メートルの場所に位置しています。

3条許可基準でございますが、機械の保有、労働力、技術について問題なく、従事日数150日以上、経営面積も下限面積要件の50アールを超えております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

5 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

5 番 番号1についてですが、譲渡人は何年位前ですか、この農地を取得しまして、現況は耕作放棄地になっていますよね。当時も耕作が放棄された状態で、落花生を耕作するということでしたが、見込みが無いのではないかとということで、確約書を提出してもらい、許可になりましたが、その後も耕作されず、仮登記がされるなどしていたと思いますが、現状はどうですか。

議 長 今の質問に対して事務局、どうぞ。

事務局 現地につきましては、現在、耕作されているような状況は見られません。仮登

記については、今回の譲受人とは違う方がされていましたが、既に解除されています。前の許可の際に確約書の提出があったということですが、そちらについては確認ができておりませんでした。事務局としては再度、譲受人に耕作の意向を確認したいと思います。

議 長 この申請は、九十九里の方と長柄の方ですけど、当時の確約書もこの方々ですか。

5 番 違います。当時は九十九里の方が譲受人で、所有権移転と同時に通し番号で仮登記がしてありました。

4 番 今回は譲受人が違うんですね。同じ人が同じようにやった訳ではないですね。

5 番 譲り受けた人が、何も耕作の手を加えないで、他の人に譲り渡すという申請です。私が言いたいのは、落花生耕作で許可を取得したのに、やる見込みが見られないので、確約書を取り交わした訳ですが、その後の耕作の気配が無いということで、他の人に譲り渡すのはおかしいのではないかとということです。

4 番 譲渡人が耕作出来なかったから、耕作出来る次の人に渡そうとしているのですよね。

5 番 耕作出来ないからそうなったのだと思います。その時は、耕作は出来なかったということです。

議 長 今回の譲渡人は平成27年に許可を受け、所有権移転と同時に仮登記がされましたが、現在は解除されています。申請当時は書類に不備が無ければ、農業委員会としては許可をしない訳にはいきませんので、このような経緯になったのだと思います。あとは総会で皆さんがどういう判断を示すかでございますので、渡す方は一緒ですが、譲受人が違いますので、書類が整っていれば農業委員会として許可する、色々な事を加味して皆さんで協議して頂きたいと思います。

何か質問があればどうぞお願いいたします。無ければ、事務局と我々の説明も終わりましたので採決に入りたいと思います。

(発言する者なし)

議 長 それでは採決します。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、番号3を除き、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

初めに番号1及び番号2について土屋委員より意見発表をお願いいたします。

2番 それでは、議案第2号と議案第1号の番号2について、これは関連がございますので一括で説明させていただきます。

本申請は、農地法第5条による、転用を伴う所有権移転の申請です。場所は家徳字中横宿の畑、475平米の農地です。用途は専用住宅及び車庫で、必要な書類も添付されており、周辺も住宅地で問題ないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に番号3の審議に入ります。3条許可申請の番号3と併せて、池田委員より意見発表をお願いします。

11番 それでは、番号3につきまして、ご説明いたします。今回の申請は、農地法第5条の太陽光発電施設の設置のための使用貸借権の設定です。所在地は東金市荒生の畑、1,080平米の内の0.504㎡で、3条許可申請の地上権設定面積は488.88平米です。譲渡人が令和2年3月8日の死亡により、長男が相続することになりました。譲受人は神奈川県太陽光発電の会社です。譲受人である借受人は、営農に影響は無く、太陽光発電事業が進められるとのことです。提出書類では相続関係、及び他の必要書類も全て出されておりますので、問題ないものと判断いたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 それでは、事務局より補足説明をさせていただきます。議案書の5ページをお願いいたします。番号1及び番号2は、譲受人を同じくする転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金片貝線を九十九里方面に向かい、家徳郵便局手前の交差点を左折、500メートルほど進んだ右手奥に位置しています。

立地基準につきましては、申請地は、集落に接続して設置される住宅の用に供

されることから、第1種農地の例外規定に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び借入金により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されております。他法令関係では、両総土地改良区の農地転用に係る同意書等が添付されております。

続きまして番号3です。本件につきましては、平成29年10月に譲渡人の親族が代表を務める法人を譲受人とし、営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可を受けたものですが、資金の調達ができなくなったことから、取り下げをしたうえで、譲受人を変更し、新たに農地法5条による許可申請と併せて、農地法3条による地上権の設定を行うものでございます。

場所は、正気小学校脇の市道を九十九里方面に450メートルほど行った左手奥に位置しています。事業計画によりますと、設置するパネルの枚数は252枚で、パネルの総面積は488.88平米となっております。また、営農計画では、櫛(さかき)を作付けする計画となっております。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。他法令関係では、両総土地改良区の農地転用に係る同意書等が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので採決いたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、及び農地法第3条の規定による許可申請、番号3の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第3号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は再認定8件、新規2件でございます。

1ページをご覧ください。田中の方です。営農類型は水稻です。経営改善につ

きましては、経営規模の拡大と、消費者と直結した流通による付加価値を高めた農業経営の充実を図るものです。5ページをご覧ください。機械・施設につきまして、トラクター54psを1台新規購入、乾燥機60石を4台にし、作業所を150㎡に、育苗ハウスを2,500㎡に増築、色彩選別機を導入する計画です。

6ページをご覧ください。田間の方です。営農類型は施設花きと水稻です。経営改善は、付加価値の高いシクラメン生産を目指し、経営の安定を図るものです。

10ページをご覧ください。自動換気・灌水システム機や、ヒートポンプ等を新規で購入する計画です。

11ページをご覧ください。堀上の方です。営農類型は施設花きであり、ペコニアの周年栽培による生産量の増加と新品種への取り組みにより、経営の安定化を図ります。今後5年間の新規購入する機械・施設は特にありません。

16ページをご覧ください。下武射田の方です。営農類型は水稻と露地野菜です。水稻は現状の規模を維持したまま、ねぎ及びブロッコリーの規模を拡大し、ソラマメを新規に栽培し、収益アップにつなげる計画です。こちらの方も、今後5年間の新規購入する機械・施設は特にありません。

21ページをご覧ください。こちらは山武市の方ですが、東金市内で営農を行っております。営農類型は露地野菜と水稻です。収益の高い品目の生産量を増やし、加工にも取り組む計画です。24ページをご覧ください。乗用コンバイン及び掘り取り機を追加で購入する計画です。

25ページをご覧ください。求名の方です。営農類型は施設花きです。シクラメンの新品種への取り組み等により、高品質化と経営の安定化を図る計画です。

29ページをご覧ください。軽トラックを買い替え予定です。

30ページをご覧ください。福俵の方です。営農類型は水稻です。農地集積による規模拡大を図り、機械設備の充実により作業の効率化を図るものです。34ページをご覧ください。トラクター、コンバイン、籾摺り機を規模の大きいものに買い替え、色彩選別機を新規で購入する計画です。

35ページをご覧ください。大沼の方です。営農類型は水稻です。新規機械の導入により、作業の効率化を図る計画です。39ページをご覧ください。田植機、コンバイン、乾燥機を買い替える計画です。

40ページをご覧ください。こちらは新規の方で、菱沼の方です。営農類型は水稻と露地野菜です。家族の経営参画により、経営規模の拡大を図る計画です。

44ページをご覧ください。経営規模の拡大にともない、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺り機等を購入する計画です。

45ページをご覧ください。こちらも新規の方で、大網白里市にお住まいですが、東金市でも営農を行っています。営農類型は野菜です。機械化促進による効率化や、作付け計画見直しによる収益性の向上を図る計画です。46ページをご

覧ください。ページ中央から下にかけて機械・施設の更新予定が記載されています。自動液肥灌水装置や、屋外用井戸自動灌水機といった、機械化促進に必要なものを導入する計画です。

以上、再認定8件、新規2件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますのでご審議よろしくお願いいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので採決いたします。
議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議参与の制限に関する案件がございますので、今井委員は退室をお願いします。
一時休憩します。

(今井委員退室)

議長 再開します。それでは、農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の令和2年第4次農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年第4次農用地利用集積計画についてお諮りします。

利用権の内訳といたしまして、利用権設定が9件で、所有権移転が3件となります。契約年数ごとの件数と面積については、利用権設置が9件、面積合計が34,834㎡、設定期間が5年のものが1件、面積合計が3,022㎡、設定期間が10年のものが8件、面積合計が31,812㎡、所有権の移転が3件、面積合計が13,968㎡となっております。1ページが5年の利用権設定管理台帳で、2ページ、3ページまでが10年の利用権設定管理台帳となります。4ペ

ージから13ページまでが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。

1ページの1番は中間管理機構を介しての貸し付けとなりました。続いて2ページの1、2、3番共に新規で滝沢の認定農業者が耕作することとなりました。4番は新規で酒蔵の農業者が耕作することとなりました。5番は更新の申請になります。6、7、8番は中間管理機構を介しての貸し付けとなりました。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は14ページから15ページまでに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。

続きまして売買についてですが、16ページのとおりです。17ページから19ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、20ページ、21ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番、3番、共に耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については前之内の認定農業者です。2番の買い手については求名の農業者です。3番の買い手については松之郷の認定農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので採決いたします。議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(今井委員入室)

議 長 再開します。次に、議案第5号、農用地利用配分計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第5号、農用地利用配分計画についてご説明申し上げます。別冊の農用地

利用配分計画案をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項では中間管理機構、千葉県園芸協会は中間管理機構を介した農地の貸し借りに際し、市町村に農地利用集積計画案を作成することを依頼する、とあり、第3項で市町村はその配分計画に関し、農業委員会に意見を求めるとあります。今回の計画では中間管理機構へ4件の貸し出しがあり、4名の農業者へ配分する事が決まりましたので、本計画案を作成し、農業委員会へ意見を求めます。目次が1ページにございますのでご確認ください。

1件目が利用集積計画の5年の1番と対応するものです。上谷の認定農業者に利用権が配分されます。経営状況については9ページに掲載されております。続いて2件目が利用集積計画の10年の6番と対応するものです。大網白里市の農業者に利用権が配分されます。経営状況については15ページに掲載されております。3件目が利用集積計画の10年の7番と対応するものです。北之幸谷の認定農業者に利用権が配分されます。経営状況については21ページに掲載されております。4件目が利用集積計画の10年の8番と対応するものです。幸田の認定農業者に利用権が配分されます。経営状況については29ページに掲載されております。

以上の内容により意見照会させていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので採決いたします。議案第5号、農用地利用配分計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。議案書は、9ページと10ページになります。番号1は、令和元年11月23日に相続により権利取得したもので、3月11日に受付した案件です。斡旋等の希望有りとのことですので対応してまいりたいと思います。10ページ中段をお願いします。番号2は、平成31年4月21日に相続により権利取得し

たもので、3月17日に受付した案件です。斡旋等の希望はありません。番号3です。11ページまでとなります。令和元年8月20日に相続により権利取得したもので、3月23日に受付した案件です。斡旋等の希望はありません。

12ページをお願いします。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。番号1及び番号2は、令和2年2月29日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。番号3及び番号4は、令和2年3月24日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。

13ページをお願いします。報告第3号、地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告についてです。番号1は2月26日、番号2は3月13日にそれぞれ現地調査を行いました。いずれも相当期間にわたり耕作が放棄され、原野化していることから、農地への復元が困難な状況であると判断し、非農地で報告したものでございます。報告事項については以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

無ければ、以上をもって、本定例総会に提案されました案件は全て終了いたしました。ご苦労様でした。

令和2年4月6日